

## 新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><b>09.02 茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）</b> (省 略) この項には、茶の花、つぼみ、くず及び粉末の茶（葉、花及びつぼみ）をボール状又はタブレット状に固めたもの並びに様々な形状や大きさに圧縮された茶を含む。 (省 略)</p>	<p><b>09.02 茶（香味を付けてあるかないかを問わない。）</b> (同 左) この項には、茶の花、つぼみ、くず及び粉末の茶（葉、花及びつぼみ）をボール状又はタブレット状に固めたものを含む。 (同 左)</p>
<p><b>39.07 ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）</b> (省 略) この項には、次の物品を含む。 (1)～(4) (省 略) (5) ポリエステル：これらポリマーの特徴は、重合鎖中にカルボキシエステル官能基が存在することであり、これらのポリマーは、例えば、多価アルコールとポリカルボン酸との縮合によって得られる。したがって、これらの重合体は、エステル基が重合鎖上の置換基である39.05項のポリビニルエステル及び39.06 項のポリアクリル酸エステルとは区別される。ポリエステルには、次の物品を含む。 (a) (省 略) (b) ポリアリルエステル：アリルアルコールと二塩基酸とのエステル（例えば、ジアリルフタレート）から得た特殊な不飽和ポリエステル（「不飽和」については下記（e）項参照）である。これらは積層用接着剤、塗料、ワニス及びマイクロの透過を必要とする物品に使用する。 (c)～(e) (省 略) (省 略)</p>	<p><b>39.07 ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）</b> (同 左) この項には、次の物品を含む。 (1)～(4) (同 左) (5) ポリエステル：これらポリマーの特徴は、重合鎖中にカルボキシエステル官能基が存在することであり、これらのポリマーは、例えば、多価アルコールとポリカルボン酸との縮合によって得られる。したがって、これらの重合体は、エステル基が重合鎖上の置換基である39.05項のポリビニルエステル及び39.06 項のポリアクリル酸エステルとは区別される。ポリエステルには、次の物品を含む。 (a) (同 左) (b) ポリアリルエステル：アリルアルコールと二塩基酸とのエステル（例えば、ジアリルフタレート）から得た特殊な不飽和ポリエステル（「不飽和」については下記（d）項参照）である。これらは積層用接着剤、塗料、ワニス及びマイクロの透過を必要とする物品に使用する。 (c)～(e) (同 左) (同 左)</p>
<p><b>第41類</b> <b>原皮（毛皮を除く。）及び革</b> (省 略)</p> <p><b>総説</b></p> <p>この類には、次の物品を含む。 (I)～(VI) (省 略) 皮革は全形のもの（形は動物の輪郭を有するが、頭部又は脚部の皮が取り除かれることもある。）、一部分のもの（例えば、サイド、ショルダー、バット、ベンズ、ベリー及びチーク）、ストリップのもの又はシート状のもののいずれであってもこの類に属する。ただし、特定の形状に切った革片は、他の類（特に42類又は64類）の製品とみなされる。 皮革をスプリットしたものは、それぞれ対応する全形の皮革と同じ項に属する。スプリッ</p>	<p><b>第41類</b> <b>原皮（毛皮を除く。）及び革</b> (同 左)</p> <p><b>総説</b></p> <p>この類には、次の物品を含む。 (I)～(VI) (同 左) 皮革は全形のもの（頭部又は脚部の皮が取り除かれることもある。）、一部分のもの（例えば、サイド、ショルダー、バット、ベンズ、ベリー及びチーク）、ストリップのもの又はシート状のもののいずれであってもこの類に属する。ただし、特定の形状に切った革片は、他の類（特に42類又は64類）の製品とみなされる。 皮革をスプリットしたものは、それぞれ対応する全形の皮革と同じ項に属する。スプリッ</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>トは、皮革を 2 層以上に水平に分割する工程で、なめしの前又は後に行われる。スプリットすることにより、加工用により均一の厚さのものとなり、また最終の革がより均質のものとなる。「グレーンスプリット」として知られる外側又は銀面層の皮は、エンドレスバンドナイフを通すことにより、数ミリメートルの精度で平らにそろえられる。「フレッシュスプリット」として知られる床皮は、形と厚さが不規則である。いくつかの層が、水牛の皮のような厚い皮から例外的に製造されるが、そのような場合に中間層は外側の層よりも構造的に弱くなっている。</p> <p>71.01 天然又は養殖の真珠（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、天然又は養殖の真珠を輸送のために一時的に糸に通したものも含む。） (省 略)</p> <p>真珠は、通常球形であるが、半円（ボタンパール）又は不整形（バロックパール又はブリスター・パール）のものもあり、大きさも種々のものがある。真珠光沢を有する貝殻（05.08 又は 96.01）は、真珠とかなり同じ組成を有するが通常薄いシート状に真珠層が形成されたものである。 (省 略)</p> <p>84.15 エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。） (省 略) 部分品 16 部の注 2 (b) の規定に従い、この項のスプリットシステム型エアコンディショナーの室内ユニット及び室外ユニットが単独で提示された場合、この項に含まれる。 エアコンディショナーのその他の部分品は、これが自蔵式のユニットに組み込まれるように設計されているかいないかを問わず、16 部の注 2 (a) の規定に従い、該当する項（84.14、84.18、84.19、84.21、84.79 等）に属する。エアコンディショナーの他の部分品は、エアコンディショナーを構成する機器に専ら又は主として使用することに適していると認められるか認められないかにより、16 部の注 2 (b) 若しくは 2 (c) の規定に従ってそれぞれ該当する項に属する。 (省 略)</p> <p>85.08 真空式掃除機 (省 略) この項からは、液状洗剤をじゅうたんに注入し、当該洗剤を吸引するじゅうたん清浄用の</p>	<p>トは、なめしの前又は後に行われる。</p> <p>71.01 天然又は養殖の真珠（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、天然又は養殖の真珠を輸送のために一時的に糸に通したものも含む。） (同 左)</p> <p>真珠は、通常球形であるが、半円（ボタンパール）又は不整形（バロックパール又はブリスター・パール）のものもあり、大きさも種々のものがある。真珠光沢を有する貝殻（05.08 及び 96.01）は、真珠とかなり同じ組成を有するが通常薄いシート状に真珠層が形成されたものである。 (同 左)</p> <p>84.15 エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。） (同 左) 部分品 エアコンディショナーの構成機器が単独で提示された場合には、これが自蔵式のユニットに組み込まれるように設計されているかいないかを問わず、16 部の注 2 (a) の規定に従い、該当する項（84.14、84.18、84.19、84.21、84.79 等）に属する。エアコンディショナーの他の部分品は、エアコンディショナーを構成する機器に専ら又は主として使用することに適していると認められるか認められないかにより、16 部の注 2 (b) 若しくは 2 (c) の規定に従ってそれぞれ該当する項に属する。 (同 左)</p> <p>85.08 真空式掃除機 (同 左) この項からは、ホテル、病院、事務所、レストラン及び学校等の施設（住宅を除く。）に</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財関第 1475 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>機器（ドライアンドウェット式の真空式掃除機と組み合わせたものを除く。）は除く（84.51 又は 85.09）。この項にはまた内科用、外科用、歯科用又は獣医科用に供される種類の真空式機器を含まない（90.18）。</p> <p>（省 略）</p>	<p>おいて使用されるように設計されたじゅうたんの清浄用の機器（ドライクリーニング用のものを除く。）は除く（84.51 項）。この項にはまた内科用、外科用、歯科用又は獣医科用に供される種類の真空式機器を含まない（90.18）。</p> <p>（同 左）</p>